

翻刻 藤井宗雄著 『石見国神社記』 卷三 那賀郡上（前編）

山崎 亮
錦織 稔之

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷三 那賀郡上（前編）

はじめに

『石見国神社記』全八卷（卷一 安濃郡、卷二 邇摩郡、卷三 那賀郡上、卷四 那賀郡下、卷五 邑智郡上、卷六 邑智郡下、卷七 美濃郡、卷八 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告⁽¹⁾に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作である。

本書の巻一 安濃郡と巻二 邇摩郡については、山崎が、二〇〇九年から翌年にかけて、『山陰研究』誌上で翻刻している⁽²⁾。引き続き残りの巻も翻刻していく予定であったが、種々の事情から中断を余儀なくされていた。今回、錦織稔之との共同作業により、掲載誌も『古代文化研究』に場所を移して翻刻を再開することができた。初回は、「翻刻の凡例」にも記したように、紙幅の関係もあって、巻三 那賀郡上の

前半部のみを翻刻する。残りの巻の翻刻も、本誌上においてぜひ完遂したいと考えている。また、全巻の翻刻が完了した段階で、詳細な解題を公にするつもりである。

『石見国神社記』が最終的に成立するのは一八八七（明治二十）年のことであったが、その前提となる明治初年の神社調査——藤井が直接関与したのは、银山領と浜田藩の範囲に限られ、津和野藩領は除外される——は、各社の神職による書上を典拠としながら、藤井を中心とする数名の調査員の踏査結果もふまえて、明治初年の石見地方における神祇信仰の具体相を浮き彫りにしている⁽³⁾。さらに、事実をありのままに記述しようとする藤井の実証的な態度も相まって、『石見国神社記』は、当時の石見地方の宗教状況を窺う上で第一級の資料となっている。

本書の翻刻を快諾して頂いた原本の所有者藤井靖久さん——浜田在住で藤井宗雄の子孫に当たられる——には、足かけ五年間に及ぶ中断でご迷惑をおかけしてしまつた。この場を借りてお詫び申し上げます。

なお、本稿は、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となった『那賀郡神社書上帳』と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

註

(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三三頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、银山領と浜田藩において実施された神社調査の報

告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」(二三八五)「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ、「那賀郡神社書上帳」(二四九)、「那賀郡神社書上帳二」(三八三)、「邇摩郡神社書上帳 上下」(三八二)、「美濃郡神社書上帳 上」(三八四)である。

(3) 山崎亮「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』巻一 安濃郡」(島根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』第二号、二〇〇九年)ならびに同「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』巻二 邇摩郡(付 藤井宗雄の著作について)」(『山陰研究』第三号、二〇一〇年)。

(4) 『石見国神社記』本文冒頭の凡例には、断片的ではあるが、この神社調査の状況を示す記述が含まれている(『山陰研究』第二号、二二二〜二二三頁)。

また藤井宗雄に関しては、巻二 邇摩郡の翻刻の附録として、その膨大な著作群を概観しておいた(『山陰研究』第三号、一五七〜一六三頁)。さらに、山崎亮「石見地方の「森神」をめぐる——明治初年「神社書上帳」を手がかりに」(『山陰民俗研究』第一五号、二〇一〇年)では、「森神」概念の成立に關連して、藤井の思想の一端を考察しているので、併せて参照されたい。(山崎)

翻刻の凡例

○『石見国神社記』巻二 那賀郡上は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年九月とある。那賀郡内の概ね東部に位置する四十八村分が収められている。本来なら巻単位で掲載すべきところだが、本誌『古代文化研究』の紙面の都合により、今回はその前半二十九村分にとどめた。

○原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「——」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。

○原文の記述の内容は、元の資料となった「那賀郡神社書上帳」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四九)と対照させている。特に小社や森神の項目において、() は、書上帳での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳に見られる字句を示している。

○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。

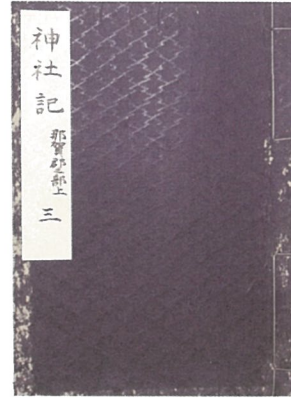
○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(に)・与(と)・者(は)・茂(も)は小書きにしてそのまま用いている。

○原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「()」を付して正すか、「(ママ)」「()」もしくは「()」と推定される字句を付した。

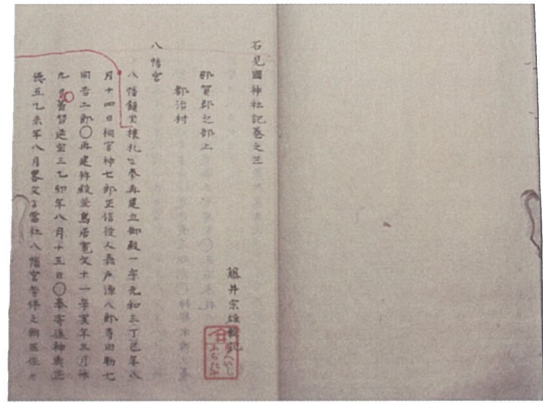
○原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。

○* は、翻刻者による註記を示す。(山崎・錦織)



表紙



本文の一丁表

(表紙)

「神社記 那賀郡之部上 三」

(本文)

石見国神社記卷之三

那賀郡之部上

都治村

八幡宮

藤井宗雄輯記(印)

八幡鎮坐

祭神、誓田別命・足仲津彦命・息長足姫命○神体、木像三、台に平田氏行政、

寛保三癸亥年○左右木札

祭日、八月十七日

建物、本社・幣殿・神楽所・鳥居二

棟札に、奉再建立御殿一宇、元和三丁巳年八月十四日、祠官神七郎正信、役人

嘉戸源八郎・寺田助七・同吉二郎○再建拜殿並鳥居、寛文十一辛亥年三月廿九

日○葺替、延宝三乙卯年八月十五日○奉寄進神輿、正徳五乙未年八月、略文に

当社八幡宮、昔伴之朝臣佐々木三河守隆行、再建立、今社はなり○玉殿、天和

元辛酉年八月十四日○奉再建新殿、享保十七壬子年八月○葺替、延享五戊辰年

四月○同、明和九壬辰年九月○同、安永八己亥年四月二日○覆替、文政三庚辰

年八月六日○再建拜殿修覆地替、天保三壬辰年八月○葺替、慶応三丁卯年八月

十六日

社領、高二石、此現米一石二斗六升三合三勺

八幡宮

杉本鎮坐

祭神、応神天皇○神体、木像二

宗雄云、八重葎に杉本大明神、祭神大己貴命なり、足利直冬の時、八幡宮と

なすとあり

祭日、九月九日

建物、本社・幣殿・神楽所・鳥居

棟札に、造立拜殿、明和九壬辰年二月○葺替、寛政四壬子年三月○奉指替、文

化六己巳年七月○鳥居、文化七庚午年八月○葺替、天保十戊亥年八月○再建拜

殿、嘉永七甲寅年九月九日

社領、高一石、此現米六斗一升五合

末社、諏訪社、祭日三月十日

小社五所

古堂の大元社○地主谷の水神社○城迫の大麻社○坂根の荒神社○同所の諏訪社
森神二十三所

大元の大元神○堂屋敷の地主神○東上の地主神○よこやの地主神○皆崎の水神
○山崎の大歳神○新屋前の姫森神○才返(通)の大歳神○大木河(川)原の若
宮○天場(テンバ)の諏訪神○花田の地主神○杉本の地主神○迫畑山の地主神
○ふき(富貴)迫の地主神○大元の地主神○岡前の地主神○道行田の諏訪神○
大迫の大歳神○岡の諏訪神○正田の地主神○土居内の地主神○掛木松の地主神
○「字姫森」姫森神

宗雄云、姫森神は八重葎に弓場原に二間四方宮敷古木の小杉あり、小笠原長
旗の四女千代姫、文禄元四月十七日、三原落城のとき、小笠原長雄の三男掃
部亮元枝の一男、都治の徳森に住す千代姫とは従弟なるにより依頼して助命
を乞ふ、勘気の者なりとて許容せず、故に出雲国神宮に立越むと、後地村の
大池に投て死す、武士五人切腹、腰元十二人自害、この十二人の社、都治の
姫森と云処にありとあり

黒松村

大嶋神社

大嶋鎮坐

祭神、市杵嶋姫命○神体、鏡

祭日、六月十六日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、大嶋大明神、元文五庚申歳六月吉祥日、御代官関忠大夫、別当楽音寺

兼松林寺寛道法印、神主山本豊後守藤原正常○奉再建、文政二己卯年六月、別

当楽音寺兼帯高野寺増恵法印、大宮司山本河内守藤原元行○葺替、嘉永六癸丑
歳六月朔日○修覆、慶応三丁卯年八月、大森県令高須正吉、別当楽音寺兼高野
寺永院室五智院将海法印

宝器、額一面、吉田殿筆、寛保三癸亥年正月

小社二所

蛭子嶋の蛭子社○船津の蛭子社

森神三所

源内の大元神○五歩一の大元神○上山の大元神

後地村

熊野神社

曾根山鎮坐

祭神、伊弉諾尊○神体、木像一

由来に、宇内権現建立始事者、人王五十五代文徳天皇之御宇之時、仁寿・斉衡
於二年中、願主和州金剛山元海聖人為日本国御修行石州在遊歴時、不思
儀依因縁、宇内村在越年、春日成暖風、或時為浜遊、出波来磯辺給、漫々
見遥蒼海、亦汀近杉、檜茂如見深山風景面白、於此地立一寺、思惟
給、其時代都治・波積之地頭和氣伊予守平清宗云仁、依所望清宗聞其趣、
所望之地無辭退寄進是、且那契厚既開高丸一、不思儀之蒙靈夢、即本
堂・客殿・庫裏・鐘樓・仁王門、悉造立畢、從三京師呼下仏師十一面觀世
音彫刻尊体奉崇敬、末世濁惡衆生為濟度、玉生山建寶龍寺、此時地頭、
寺領分堤尻・濱田二箇所五町八段之寄附田地、元海聖人頓熊野參詣於那智
山、若一王子移御正体石州那賀郡都治宇内持御正体、歸安置長富山、以

五日○修覆、寛政七己卯年九月十五日○拜殿新建立、寛政九丁巳年九月十五日
○上葺、文化十庚午年十一月十六日○再建拜殿、文政十丁亥年八月初八日○上
葺、弘化三丙午年四月十九日○本殿修覆、嘉永五壬子年九月十五日

小社三所

町の恵比(美)須社、棟札に、再建、元文三戊午仲春朔日○浦の恵比須(美壽)
社○岡の福富社

宗雄云、福富社は土人云、元猿田彦神を祀り、当地固有の神なり、後に福富
七郎左衛門を合祀してかく称せりと云り

森神一所

濱中の大元神

上津井村

田中神社

山平鎮坐

祭神、天照大御神○神体、木像、木札に天照大神田中大明神尊像再奉造、願主
上津井村中云云、安政四年丁巳九月廿一日

宗雄云、八重葺に祭神大御神・日吉山王権現とあり、但し大御神ハ若は若一
王子とありしより言そめしならむ

祭日、九月廿一日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札に、田中大明神、奉再建拜殿一字、安政二乙卯十月吉日

小社二所

小屋敷の若宮姫社○現当司の地主社

八重葺に松山城主福屋治郎隆任落城のとき、内室と腰元二人とを盗賊ありて

殺す、其靈崇をなす故に若宮社と祀るとあり、土人云、松山落城のとき横屋
の祖坂根九郎、一名を蔵主と云者、奥方を上津井にて殺す、其時奥方云、吾
を殺す汝七代の間上津井の鍵をとらせしと云しとなり

森神十六所

大矢の大元社○津国屋山の森神○堤奥の地主神○荒智の地主神○浄念寺森の地
主神○林の地主神○瀬戸荒智の地主神○中尾の地主神○皆野公智の地主神○坂
下の地主神○迫の地主神○淵(測)平の大歳神○皆野の高神○中尾の甲神○大
平の大年神○同所の虚空蔵神

畑田村

大元神社

打萩鎮坐

祭神、詳ならず

祭日、「毎年九月廿六日」

建物、本社・神楽所

小社二所

宮前の三嶋社○大番の稲荷社

森神十所

地主谷の大年神権現宮地主神○西谷の大歳神○向井奥の水神○打萩の荒神○宮
村の大年神○木の振(木振)の水神○宮迫の地主神○あのみ(榎)の地主神○宮
地宮の大歳神○古のこ(古布古)の地主神

長良村

天満宮

安楽寺鎮坐

宗雄云、寺号は筑前国大宰府の安楽寺を擬しならむ

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、十月九日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、再興天満宮玉殿、市村大宮司坂根筑後頭源重邦、庄屋松本清之助敬綏

本願主長良村湊十四代市村山口氏商家相統市村頭百姓松原嘉平次善眞・同苗母

乃へ、文久元辛酉六月廿五日、安楽寺兼帯谷住郷村文珠院代先年元禄十年巴^(マ)三

月二十五日正遷宮、坂根上野守正重代

大元神社

片山鎮坐

祭神、國常立尊

祭日、春夏秋三度日定無し

建物、本社・拝所・鳥居

小社八所

路木の天満宮○松地の大歳社○埜田の巖嶋社○尾崎の権現社○かふ(紺)屋の

土穀神社○新屋の大歳社○

宗雄云、延享の棟札に大歳大明神とあり、宝曆の棟札には二柱とあり

番木の金屋子社○櫃(櫃) 上の大歳社

森神十五所

久津保の松山靈神○櫃(櫃) 下の客神○貝野の地主二所(神) ○大良(太郎)

田の地主神○路木太下の山神○井上の水神○同所の地主三所(神) ○湊上の咒

咀神馬神○三千(道) 垣内の地主神○長良谷の地主十五所(神) ○森垣内の地

主二所(神) ○後の地主神○丁(下) 手の鉾御崎三神○尊坊の客神○はく(バ

ク) 岩の水神

宗雄云、八重葎に此所の尊坊と云に長良皇子の滞留まし、地と云り、拠を知らす

上川戸村

諏訪神社

城楽寺山鎮坐○応安中、信濃国諏訪より勧請と云伝ふ

宗雄云、此云伝は実なるへし、其は正平六年に佐々木安芸守・同小次郎、河

上・都知を賜りて信濃国より移住せるか、是より十九年後、応安二年に川登

に松山城を築き、市村に八幡宮を建たるを思ふに、此間に本国信濃より当社

をも移たりと思はるれハなり、此外諏訪神を信濃より移すと云は大概は大己

貴神にて信に足さるもの多し

祭神、健御名方命○神体、木像四

宗雄云、男体三・女体一、玉を持給ふ、ともに古作なり、応安の度の物なる

へし

祭日、九月十八日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、再建立、享保三戊戌年十月廿七日○上尊、元文四己未下冬十有二日○

同、宝曆二壬申年三月、坂根出羽守重房、庄屋田中喜兵衛、裏に抑当諏訪大明

神と奉号^者麴速日神・燂速日神・武甕槌神・経津主命、此四座を相祭、御本社

^者信州諏訪郡南方刀美之社坐、常陸国鹿嶋大明神・下総国香取大明神一体異名

也、当社地^江勧請^者応安年中也、凡当歳マテ三百九十有余歳也

宗雄云、応安勧請のとき鹿嶋・香取を合祀せりとも思はれされは、後人の所

為なり、然はこそ一体異名と書しを以て察へし、此事の違のミならず、一体

異名の神を合祀すへき道理あらされハなり

再建拜殿、安永七戊戌年菊月○再建、寛政九丁巳年十月廿九日○上葺、文化十
癸酉年九月十七日○再建拜殿、天保十四癸卯年菊月十七日、本社上葺同年

小社三所

赤水の天満宮○多和咩の荒神○稗(稗) 田の巖嶋社

森神六所

西垣内の大元神地主三所神○小津森(小津)の荒神○大地河(川)の水神○大
明神境内の大元神○富屋(富士)山の荒神○清水の牛神

下川戸村

天満宮

横路山鎮坐○元禄十丁卯年九月廿日、京都北野社より市村城主油原豊後守勸請

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、九月廿五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、造立、那賀郡川上郷内下河戸天満大自在天神御宝殿一宇、永禄十有天
九月廿日、大旦那油原豊後守祐堅、花押、右大檀那伴朝臣戊辰歳、武運長久・
家門繁永云云○再建、天満大自在六天神御宝殿、圓羅天神悲圓羅天神悲無羅天
神悲天神馬頭天神客天神、寛文十二壬子年六月廿五日○上葺、宝永二乙酉年十
月○内殿、享保四己亥年六月○上葺、享保六辛丑天霜月廿日、神主坂根和泉守
源重次、文に昔城主佐々木中将頭家臣下河戸村油原豊後守祐堅、造立之社云云
○同、享保十八癸丑年三月廿五日○再建、萬福山天満大自在天神、寛保三癸亥
仲春廿有五日、裏に拜殿建立、寛保元辛酉年九月○上葺、宝曆七丁丑暮春廿三
日○上葺、安永四乙未年九月十八日○同、寛政三辛亥年十月十七日○再建、文

化二乙丑年九月十八日○上葺、文化十一甲戌年九月十八日○再建、天保十二辛

丑年菊月十八日○上葺、天保十五甲辰年六月廿五日○同、安政二乙卯年六月廿
五日○再建玉殿、文久二壬戌年八月○上葺、文久三癸亥年四月初五日

小社三所

萬福山の大山祇神社

宗雄云、土人云、萬福山は此神の社地にて天満宮以前の社なりと云り

土居山の金屋子社○寺尾の巖嶋社

森神六所

小原の大元神○金迫の地主神○法蓮寺の稻荷神○小嶋の荒神○重田の四社霊神
○竹内の水神

市村

八幡宮

鶴岡山鎮坐○応安二己酉年、佐々木安芸守、封内為二鎮護一、相模国鎌倉より
勸請と云伝ふ

祭神、応神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像三、裏に藤原朝臣牛尾対馬
守重次、寛文八稔戊申卯月吉日○相殿、鹿兒嶋神、祭神彦火々出見尊○神体、
鏡

祭日、八月十五日

建物、本社・幣殿・拝所・鳥居

棟札に、新建立八幡宮御宝殿、明暦二丙申年八月吉日、当国御守護人杉田又兵
衛、御代官鹿野忠兵衛、本願山口忠右衛門、庄屋山本六良兵衛、目代本田勘右
衛門、神主坂根出羽守正次云云○上葺、享保元甲申年八月十五日、文に当社者
佐々木中書正殿、信州ヨリ御打入之時、武州鎌倉鶴岡山ヨリ応安二己酉天、勸

請之云云、其後明曆二年春、社炎上云云○拝殿再建、元文四年己未二月○再建、

宝曆三癸酉年十二月○本殿再建、宝曆四甲戌年八月○上葺、天明八戊申年南呂

十四日○拝殿修覆、文化元甲子年八月○鳥居再建、文政十三庚寅年八月

宝器、太刀一、二尺九寸二步○流鏑馬免許状、毛利元就卿より納る

社領、高二石二斗二升七合、畠三畝二十歩、此現米一石四斗九升、永錢百八十

三文

末社、恵美須社、祭日十二月廿日

同、稲荷社、祭日五月廿三日・九月廿三日

社人、坂根静江、家筋初代坂根主税助源昌康、次に九郎頭正秋、次に與曾太夫

正吉、次に越中守正信、次に出羽掾正次、次に上野掾正重、次に和泉守重次、

次に重直、次に出羽守重房、次に上野重和、次に陸奥頭重政、次に筑後頭重邦、

次に静江重信なり

小社四所

石か坪の伊勢靈社○薬王子の大元社○本屋々敷の木山社○古野の天満宮

森神二所

鶴岡山の巖島神養夫疫神荒魂神○堂戻(床)の地主神

八神村

若一王子神社

王子迫(廻)鎮坐

祭神、饒速日神○神体、木像、裏に明曆三年九月、奉作造師市山住牛尾対馬守

重次○鏡一、台に寛政六甲寅天弥生吉日

宗雄云、若一王子神は熊野神と同神なり、当社元禄十二年の棟札に熊野権現

若一王子とあるを證とすへし、然るを王子の文字に泥ミ天照大御神とも饒速

日命とも邇々藝命とも申すは違なり

祭日、九月七日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、上葺若一王子、貞享五年戊辰十一月吉日○同、熊野権現若一王子御宝

殿、元禄十二己卯年五月○同、正徳三年癸巳十二月吉日○同、若一王子社、大

元尊神・若一王子・大歳大明神・神田客大明神・細川幸地大明神・上森祝士大

明神・下森富士権現、神主坂根和泉守重次、享保十乙巳天称生日○再建立、元

文五庚申年菊月七日○上葺、寛延三年庚午七月十六日○新再建、宝曆十二壬午

年九月七日○拝殿新建立、明和八辛卯天九月七日○新再建、寛政十戊午年十月

十二日○鳥居新建立、願主石田亀右衛門○上葺、文政六癸未年○同、慶応元乙

丑年菊月六日

小社六所

王子廻の大歳社○同所の大元社○松尾の巖嶋社○神田川の客神社○神福地の富

士社○同所の稲荷社

森神三所

石原山の二所地主神○木原山の四所地主神○上山の地主神

大田村

大飯彦命神社

飯山鎮坐

祭神、大背飯三熊大人○神体、木像一、鰐口形鏡一

宗雄云、此祭神は頭註に拠るなれと違なり、飯字に泥めるならむ、是は大御

食神とも御食津神とも申すにて、即て豊受大神に坐す、然は女神なるを彦命

とあるを疑ふも有へけれど、此二字は後人の讒入にて三代実録に大飯神とあ

るを正とすへし、かくて是を於保伊太の神と訓へし、大飯田の義なり、当村を太田と唱へ、鎮坐す山を飯山と呼は由あるへけれど、飯田村に類社あれば容易に式内とは定めかたくなむ

祭日、九月廿三日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札に、奉新再建大権現宮御殿一字成就、天明二年壬寅年九月廿六日、御代官川崎平右衛門殿、神主高橋近江頭藤原重主、太田村頭百姓石田権左衛門・山根喜右衛門云云、裏に此度社地を広めし事あり

宝器、額一面、大飯彦命神社神祇道管領卜部朝臣良長筆、文化十一甲戌年極月に下る

末社、稻倉魂神

同、金山彦神

小社四所

櫻谷の金屋子神○同所の船(船)玉神○同所の山神○同所の愛宕神

森神二所

大元森の大元神○山根(森)の地主神

大年神社

渡津村

鶴山鎮坐○神龜二乙丑年六月、伊勢別宮勸請と云伝ふ

宗雄云、渡津村の塩田と云処に鎮坐す、此勸請は頭註に拠たるものなり

祭神、大年神稻倉魂命○神体、木像一

祭日、九月十五日

建物、本社・釣屋・拝所・鳥居

棟札、奉新再建立大歳大明神舞殿一字、享保七壬寅年九月吉祥日、祠官高橋宮

内少重頼○御殿屋根替_ナ長床新建立、嘉永四辛亥年四月

社領、高一斗一升、此現米二斗三升

末社、稻荷社

同、荒神社

八幡宮

加戸浦鎮坐

祭神、応神天皇○神体、木像・鏡

宗雄云、八重葎に此祭神を臣津奴命とあり、宗雄去、御鏡は径三寸六分のせふこ形なり、藤屋中村朝右衛門、代々所持なるか、明治四辛未年正月晦日奉納いたし、神体とす

祭日、九月十一日

建物、本社・拝所・鳥居二

棟札、八幡宮宝殿上葺、天保三壬辰年五月六日○同、嘉永四辛亥年長月十一日

○拝殿再建立、嘉永七甲寅年長月十日○上葺、元治元甲子年十二月十八日

末社、稻荷社

天満宮

渡津鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、九月廿五日

建物、本社・釣屋・拝所・鳥居

宝器、銅幣二、延享二乙丑年九月廿五日、願主藤田氏酉年、同年同月、願主山

藤氏寅年

末社、稻荷社

八幡宮若宮〔社〕

長田鎮坐

祭神、応神天皇・仁徳天皇○神体、木像・鏡

祭日、九月十二日

建物、本社・釣屋・拝所・鳥居

棟札、奉再建若宮・八幡宮両社御宝殿一字攸、石州長戸村大元天王、施主西谷

■七、氏子万民、万治二己亥九月吉日、神主郷津祇園大夫出雲○再建若宮・八

幡宮両社、延宝七未、神主宇津■出雲太夫、長田大天王、施主神願人三人神子

山藤七左衛門・藤田茂右衛門・藤田惣太郎、裏に郷津加治喜右衛門

宗雄云、此二の棟札にて想へは、長田を長戸とも書しにや、また宇津の下に

巻字を脱し、大天王は大元天王とある元字を脱ならむ

再建、宝曆二壬申年九月十一日○同、天明四甲辰年九月十二日○屋根替銅葺再

建、弘化四丁未年九月十一日

社領、高一斗、此現米二斗

小社七所

塩田浦の御崎社、祭神八嶋土奴美神・猿田彦命

宗雄云、御崎神とは大概大元神を申すこと諸所に御崎谷の大元神など申すか

多を以て知り、また此神の祭に御崎祭、また御崎を払ふなど云事の有にて知

へし、御崎とは幸魂を云ふ、然らハ此所なるも大元神なるへきに、祭神の異

なるはいかなる訳か

同所の柳本社○同所の浦戎社○同所の町の戎社○加戸ゆ浦(戎山)の戎社○渡

津の戎社○長田の金屋子社

森神三所

塩田の大元神○渡津の大元神○長田の大元神

江田村

祇園神社「山邊神社」

山邊山鎮坐○大和国より勧請、旧名御魂神社と唱ふ

宗雄云、山邊山と云も近頃云出たるものにて拠なく、大和国より勧請云云は

頭註に拠てたるにて、御魂神とは同書に布都魂とあるをとりてそれと思はる、

様に記き、⁽⁷⁾やかて式内の山邊神社となさむ下巧と推察せらる、左の棟札に露

はかりもかゝる事の無にて知へし、八重葎に祇園社貞観十一年播州廣峯神社

を鎮坐とあり

祭神、神速須佐之男命・櫛稲田姫命・三女神・五男神○神体、木像男女二、鰐

口形鏡、表に仏像あり、裏に奉勧請祇園牛頭天王、于時天正十四稔丙戌卯月吉

日、大檀那伴氏朝臣経良、本願漣卷史太夫、地下一味諸衆敬白○左右木像八

社伝、祇園宮勧請詳ならず、元山邊山の古木の本に御魂神と唱て素盞鳴尊鎮坐

す、相殿櫛稲田姫命は当今岡本七十郎の先祖某、海辺にて寄木を拾けるととき海

中に音楽の声ありて神体の如き物寄来れるを拾揚しに、音楽の声は止たり、此

所今ハ御旅所となれり、外に一人嘉久志村より還り掛りし者も二人、右の神体

を持帰りにて青木の元と云所に祠を立て鎮坐す、是は当今田村市郎の先祖なり、

かくて数度の霊夢に御魂神社に合祀すへしと告給ふ、依て相殿となし奉る、其

後社僧ありて五男三女神をも相殿に祀て祇園天皇と唱へ奉る

宗雄云、八重葎に思案橋某、草筒にて拾上る、今に草筒屋敷ありとあり

昔し本社焼失のとき御神体唐鐘浦の松木に隆臨^降ます故に彼浦に祇園社ありと云

伝ふ○大宮司高橋近江嫡子愛之助と横田平兵衛嫡子好二郎と幼少のとき御神体

を持出し、愛之助は狂気して家督出来ず、好二郎は幼少に似合さる能書なり

しか、遂に無筆となる○享和二壬戌年十月四日、火ありて江津のこり無く焼失

せり、かくて嘉永四辛亥年九月十四日早朝、社頭より大宮司と呼者あり、此時

大宮司高橋伊予は謹慎中なれば、神村の社人高橋守衛と云者居合せて行たるに、

百姓木原屋忠兵衛と云者に神憑ませしと思はれて、其方には申し難し、謹慎中
 にも苦からず大宮司・村役人一同に来るへしとなり、故に皆々同道ゆきたる
 に、忠兵衛は二畳台に真向に居り、我は祇園宮なり、享和二年の大火より五十
 年にあたり、亦々大火の憂あるへし、我守るといへとも叶難き所あり、社人と
 も七日の内に大宮七座の大祭を致さは免る事もあらむ、右の祭は鳥居の上に天
 照大神宮ならひに八百万神々を勧請し、簡様々々致せよ、大宮司鼓を打てと云
 竟て気絶せしか、半時はかりして正気になれり、故に始末を問に、宮使の力内
 と云者呼来れる故に社参せしか、其後の事は知らずと云り、力内を呼て尋るに
 呼に行し事なしと云ふ、弥奇異の思をなし、九月十八日に御神託の通り大宮七
 座の大祭を仕奉るに御神慮にや叶けむ、遂に火災は無りけり○安政六己未歳、
 コロリと唱る病流行して隣村死人多し、当村には大祭を仕奉り、神幸をなし奉
 れるか、遂に病難を免れて安全なり

祭日、六月十四日○七月七日の神事に、神体に化粧とて白粉を着る、是により
 てけは(化粧)い免と云字あり

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、再造上葺、元和三年丁巳六月十三日、右建立者郷津内元住山根五郎左衛
 門尉乙丑年、裏に古神山祇園天皇、祠官宇治宮内大輔津○再建上葺、寛永十三年
 丙子二月十五日、右建立者郷津内山根道雲公、神主宇津宮内太夫○奉新地替、
 寛永十伍稔林鐘吉祥日、略文に山根源太郎社地寄附○再建舞殿一宇、寛永十五
 年六月吉祥日、本願者宇津卷宮内云云○再建御宝殿一宇、慶安元年六月○再建、
 延宝七年己未六月十四日○再建、延享二乙丑年六月十日、藤原氏高橋山城守重
 頼○修覆、嘉永七甲寅年八月十七日、大宮司高橋伊予藤原正郷・同常陸重忠、
 庄屋仁陸藤右衛門、頭百姓飯田六郎右衛門・同久左衛門・藤田禎之助・横田三
 右衛門、世話人豊田房次郎・藤田芳左衛門
 社領、高五石一斗九升九合九勺九才、此現米三石九斗四升六合七勺、永錢二貫

七百文

末社、住吉神、祭日三月三日・七月七日

同、恵美須社

同、水神稲荷社

同、天満宮、祭日正月廿五日

同、少彦名神社、祭日十二月三日

社人、高橋藤治、家筋寛文中、高橋山城、神村宇津卷出雲より社職の譲を受け、
 当藤治まで六代相統

当藤治まで六代相統

宗雄云、山城、次に河内、次に近江、次に伊予、次に大和、次に藤治なり

大年神社

靄山鎮坐

祭神、大年神・稲倉魂神、相殿三寶荒神○神体、木札、銘に大歳大明神○相殿、

神体、木像三、面異形

宗雄云、稲倉魂神は明治四年の春改の時に無し、神体も無く、木札の銘に
 あるへきに無を思へは、社後人の私に書加たるものなり、惣て大歳神社とある
 に古くは頭註によりて大歳神・稲倉魂神と云ひ、近頃は大年御年若年神など
 云と皆固有の社伝に非ず、社人の私に定たるもの多し

神奇、文久三癸亥年、社人高橋常陸、高嶋廣之助と談合て林次と云者をして社
 頭の榎の枝を伐たるか、十日はかりして兩人とも熟病熱を發して遂に死し、林次

は其年の冬、船に敷れて死たり○同年、大工某、死穢穢ありしを憚なく御殿の事
 なたつ掛さはりて鑿にて足を切る○明治四辛未年春、桶屋傳一と云者、かねて此

山にて薪をとりしか、鳥をとるとて転倒て手を折る○金屋倉之助と云者、百日
 参詣して難病治す

祭日、九月廿一日

建物、本社・拝所・鳥居

社領、高五石一斗九升九合九勺九才、此現米三石九斗四升六合七勺、永錢二貫

棟札、再建大歳大明神、寄進且主当村中、地主中島又左衛門、元禄七天甲戌五月吉祥日、神主宇津楨日向太夫また三寶荒神一字、同年同文言○奉新再建立大歳大明神、享保九甲辰年九月廿日ヨリ廿一日、本願仁隆氏未之歳藤治郎また三寶荒神御宝殿、享保九甲辰、祠官大、○再建立両社御宝殿、寛政七乙卯歳初冬廿日○鳥居、文化十四年丁丑正月○奉再建立両社御本殿、弘化四丁未年十二月十九日○再建立、文久三癸亥年九月

稲荷神社

後濱鎮坐○寛政中再建

祭神、保食神

祭日、四月十五日

建物、本社・鳥居二

小社二十八所

亀山の住吉神○城構の稲荷社○同所の天満宮○同所の霊社、祭神亀山の城主^⑧代霊○祇園社境内の霊社、祭神高橋氏代々霊○東向寺(番木)の大杉社、祭神大杉大明神・叡島神・稲荷神三座、神体石・木像・神璽、箱銘に稲荷大明神、裏に慶応元年乙丑七月、本宮愛染寺石州銀山附那賀郡郷田村東向寺殿、棟札に奉再建立大杉大明神・叡島大明神・正一位稲荷大明神、慶応元乙丑林鐘十五日、大檀那当御料主鍋田三良右衛門尉、大願主任持法印有學代、発願主横田遵之輔美孝云云、略文に当村之姓横田氏金兵衛、常州阿波村大杉大明神、别当安恩寺ニ請、明神之尊影来云云○同所の金刀比羅社、棟札に奉造営金刀比羅社・蔵王大権現・愛宕大権現、安政四丁巳林鐘十日、現住别当発願、権大僧都宍法法師云云○光福山の秋葉社○西眺寺の金毘(刀比)羅社○願成寺の三十番神○尾首の稲荷社○同所の稲荷社○町屋敷の恵美須社○幸島の辨才天社○沖田^沖の伊都久之末社○町屋敷の祇園社○魚見下の松玉社○出(上)床の仁隆氏鎮守^社○龜山の飯田氏鎮守^社○鶴山「社内」の稲荷社○神山の藤田氏鎮守^社○同所

の飯田氏鎮守^社○同所の湊氏鎮守^社○同所の本山氏鎮守^社○同所の三藤氏鎮守^社○同所の金川氏鎮守^社○月航山の稲荷社○番木の小川氏鎮守^社森神五所

神山の深野氏鎮守^社*○同所の高島氏鎮守^社○同所の益田氏鎮守^社○藁(名)荷迫の上野氏鎮守^社○かけのはな(カケノ鼻)の鎮守^社霊神

* 江田村の小社の項目では、このように「○○氏鎮守^社」と記されているが、「那賀郡神社書上帳」の江田村の項目では、すべて「霊社」としか記載されていない。

** 「那賀郡神社書上帳」では、江田村の五ヶ所の森神はすべて「霊神」ではなく、「地主神」と記載されている。

千金村

八幡宮

八幡山鎮坐

祭神、応神天皇○神体、木像

祭日、八月廿六日

建物、本社・幣殿・神楽所・鳥居

棟札、造立宝殿一字、大檀那丁丑米原彦右衛門尉、元和五年己未八月十二日○上尊御殿一字、万治二己亥年菊月五日、本願庄屋庄右衛門、神主宇津巻出雲太夫○再建八幡大菩薩御宝殿一字、貞享二乙丑年卯月十二日、本願人庄屋忠左衛門○再建、元文四年丁未八月吉祥日、宇津巻豊後、庄屋森脇喜七郎、当屋森脇惣兵衛

宗雄云、当屋とは宮座とも云ふ、神事あり、其当番の家なるへし
社領、高六斗、此現米二斗八升七合

小社一所

一宅の大明神社

森神二所

勝地の大元神(社) ○朱湊の水神 [社]

田野村

大元神社

竹之内鎮坐

祭神、國常立尊○神体、木像

宗雄云、衣冠坐像、右手に挿、左手に玉を持坐

祭日、九月廿四日

建物、本社・神楽所・拝所・鳥居

棟札に、神耀大歳大明神、天正、裏に願主笠井順次良・村穂大隅○大元

大明神拜殿新建立、嘉永五壬子稔霜月四日、庄屋千代延傳九郎、大願主笠井久

太郎・都野九兵衛、神主村穂因幡止藤原重定

宗雄云、大歳大明神とあるそ本なるへし、若は大元と云は大元神ならむか、

尚考へし

小社八所

竹内の塚神社○せんか(世牟加)の蛭子社○舟床の金屋(子)神社○同所の塚

神社○戎埜の蛭子社、神体石像長一尺五寸○森の荒神社○冷昌寺の稲荷社○大

野の地主社

森神十六所

竹内の大元神○新家の客神○若宮の地主神○同所の水神○竹田屋の地主神○才

神の境神○古屋敷の地主神○釈迦堂(志也加太)の高宮神○屋地の地主神○屋

敷(地)の若宮神○からひと(加良比止)の地主社○殿正の地主神○舟床の水神○同所の水神○杉本屋の水神○せんか(世牟加)の水神

南川上村

八重山神社

八重山鎮坐○旧地市村靄岡山、応和二年当地に移す

祭神、伊弉諾尊・事解男尊・速玉男尊○神体、木像三

宗雄云、八重葎に熊野権現とありて天照大神・事坂男命・速玉男命とあり、

宗雄云、諾は冊なるへし

祭日、九月十一日○社伝に十二月三日の神事に必風雨ありと云ふ

建物、本社・神楽所・拝所・鳥居

棟札に、石州那賀郡川上郷内八重山権現御宝殿一棟、当地尋、地藏薩埵吉祥

天之尊嶺高云云、信心大檀源氏朝臣長旗癸卯御歳、元龜四年癸酉四月廿九

日、中務大輔花押、祢宜太夫花押、裏に此以前造立、応永十九年壬辰年二月晦

日、遷宮有一百八年堅固、大永二年壬午年九月廿一日、及大破、当年到癸酉

五十二年間其跡無者今再興如件○上葎八重山大権現舞殿一棟之事、信心之施主

郷内十二五姓之氏子大檀那催士七郎右衛門、本願寺屋敷之与宗右衛門、大宮司

村尾藤左衛門尉治扶、天正二十一癸巳二月吉日、裏に大檀那藤原朝臣天野元

政、高麗御陣立モ天正二十壬辰二月六日也

宗雄云、大宮司の三字墨色新し

再建宝殿、寛文元庚丑年九月吉日、神主村尾、裏に宮坐主村尾大吉・平床

甚左衛門・今福次郎兵衛・同賀志久右衛門、南川上村庄屋孫兵衛○造立坐応座

現、元禄三年庚午九月八日、本願祢宜宮内大夫重次、庄屋山本茂兵衛・平床庄

屋七郎兵衛之丞・島田佐兵衛、惣郷内氏子○上葎、宝永二乙酉天九月九日、

庄屋森脇忠左衛門、神主村穂右京正○新建立八重山大権現、享保五庚子天九月九日、田野村・平床村・南川上村庄屋名略、同村願主佐々木弥三右衛門、南川

上村・田原村兩社祠官神主村尾右京進藤原重信・同姓淡路頭藤原重則○上葺八重山権現戎子御社、享保十年甲午九月日、文中に当社者熊野三社、速玉男・事

解男・伊邪那美命惣三柱神也○再建拜殿、享保十六辛亥八月、村尾淡路重則、庄屋島田弥三右衛門、裏に村尾右京、同亥年十月十日、田原村社地へ隱居仕候

○奉造立八重山権現舞殿一字、本願政屋和久和六左衛門、大檀那佐々木久右衛門・同久左衛門、神主村尾弥三弥宜太夫、寛延寛永十天癸酉菊月五日○上葺、宝曆十庚

辰年卯月十七日、村穂清記・同名將監○同、明和六己丑年九月六日、村穂相模守○再建、天明六丙午年九月八日、村穂大隅○上葺、文化三丙寅年四月廿四日、

村穂大隅正重頼○同、文政三庚辰年五月五日○同、文政十三庚寅年六月廿八日、村穂因幡重定○拜殿新建、天保十四癸卯年九月吉日○宝殿成就、弘化四年丁未

九月、村穂因幡・同苗多仲
社領、高一石六斗七升、此現米八斗七升九合○覚、一高三石四斗三升五合前、

内老石六斗七升前、南川登村八重山権現料老石七斗六升五合前、田原村梅樂山天神料右之通り、兩社之御神料ニ而小笠原長秋様御判御頂戴仕候、年号ハ元龜

二年三月廿八日之御判ニ而御座候、以上、宝曆九年己卯正月十四日、兩村司官村穂清記・同將監、南川上村庄屋七三郎殿、田原村庄屋政右衛門殿

宗雄云、右本書は明暦元乙未年、居宅出火のとき焼失せしとなり
末社、金刀比羅社
同、粟島社

社人、村穂實、家筋天正中、村穂藤左衛門、後裔貞享中、宮内太夫より實まで十代相統

宗雄云、元龜中、中務大輔・祢宜太夫等あり、此先祖ならむ
小社四所

高栗屋敷の大元神稻荷神(社)○恵口鑪所の金屋子社○大々き(捨)の郡山神
○同所の字ニ山神

森神十二所
大元谷の大元神○奥谷の大元神○赤栗の地主神○高栗の地主神○一里塚の地主

神○小田屋の地主神○土居屋敷の地主神○廻田の大元神○恵後の地主神○浅井鳥の土國神○わくハの和久和神○平山の地主神

宗雄云、和久和は苗字なり、寛延の棟札にあり
*「那賀郡神社書上帳」では、この「字」の語はない。

田原村
天満宮

梅樂山鎮坐○伝云、陸奥国より石を負て帰り、堂埒と云ふ所に置しといふ
祭神、菅原神○神体、木像

祭日、十月十五日
建物、本社・神樂所・拝所・鳥居

棟札に、奉造立天満天神聖廟一字、明德四年癸酉八月廿二日、願主伴祐康次花山祐■同國義・同國幸○造立天神社檀舞殿一字、寛永十七年庚辰正月廿七日、

大宮司祢宜太夫、田原村与三左衛門、足山村与右衛門
宗雄云、今は足山村なし、当村の小字となれり

奉再建立穂日尊拜殿成就攸、宝永元甲申年十月、庄屋牛尾勘右衛門、神主村尾右京進○再建御舎・拜殿・幣殿、明和七庚寅年十月十四日、村穂相模守藤原重

親、祭次村穂勘解由、大願主志賀野門蔵○上葺本殿、明和八辛卯年二月十八日○再造舞殿、寛政三辛亥年十月十四日、神主村穂大隅・同相模○上葺御舎、寛

政三辛亥年十月十四日、神主村穂大隅・同相模○上葺御舎、寛

政六甲寅年十月十四日、遷宮○上葺、文化十四丁丑年二月○同、弘化五戊申年

森神五所

三月○同、安政二乙卯年三月、神主村穂加賀○同、明治二己巳年三月廿五日、

道西(面)の地主神○水口の地主神○狭間の荒神○北津屋の地主神○室屋の地

遷宮、神主村穂和泉

主神

社領、高一石七斗六升五合、此現米高一石二升六合

宗雄云、此社領、小笠原長秋より附られたること南川登村村穂氏に書附あり

森神十二所

跡市村

大元の太元神○船(舩)井の太元神○同所の地主神○大平の地主神○中曾の地

八幡宮

主神○新屋の地主神○藪田の地主神○同所の地主神○中埜の地主神○下田原の

長尾山鎮坐

地主神○岩川の大元神○梅楽山の下夕宮神

祭神、応神天皇・神功皇后○神体、木像

祭日、八月廿一日

建物、本社・幣殿・拝所・神庫・神楽所・馬屋・鳥居

平床村

棟札

敵島神社

社領、高三石、此現米一石二斗五升二合

社人、河野巖、家筋伊予国河野未流、久安五己巳年当国津摩浦に到着、通久末

祭神、市杵島姫命○神体、鏡、裏に藤原福尚作

孫豊後守、当社職と成り、巖まで十四代相続

祭日、六月十六日

若一王子神社

建物、本社・神楽所・鳥居

若迫山鎮坐

棟札に、奉再建敵島大明神本社一字成就、大願主南屋重藏、天保四癸巳年三月

祭神、饒速日命○神体、木像

十六日、祭式南川登村村穂因幡守、庄屋小竹善藏、組頭山本重次郎○奉再建、

祭日、三月十四日

嘉永三庚戌年正月、村穂加賀守、村中惣氏子中、大願主南屋良平○再建屋根替、

建物、本社・拝殿・神楽所

明治四辛未年二月廿五日、神主村穂實、庄屋大屋治三郎、裏に中垣山、抑此敵

棟札

島明神様、天正元年ヨリ始ル御神成、由来書^著村穂氏ニ奉納也、組頭山本茂三

社領、八幡宮領の内にあり

郎

稲荷神社

小社一所

一縣山鎮坐

大元の太元神

祭神、稲倉魂命○神体、靈符箱

祭日、二月初午日

建物、本社・拝所

棟札

天満宮

梶屋敷鎮坐

祭神、菅原神

祭日、十月廿五日

建物、本社・神楽所

棟札

大元神社

出り原鎮坐

祭神、國常立命

祭日、十一月十七日

建物、本社・神楽所

棟札

大元神社

森ノ内鎮坐

祭神、國常立命

祭日、十一月十三日

建物、本社

棟札

大明神

田淵鎮坐

祭神、受持神

祭日、十一月七日

建物、本社・神楽所

棟札

三島神稻荷社

舞立山鎮坐

祭神、木花咲屋姫命・稻倉魂命

祭日、二月中旬日

建物、本社・鳥居

棟札

金刀比羅祇園秋葉神社

南澤山鎮坐

祭神、大物主命・須佐男之命すさのお・大己貴命おほみかぢ○神体、木像

祭日、六月十三日

建物、本社・神楽所

棟札

小社二十一所

山崎の山崎靈社○大明神の神宮社○中岡の稻荷社○町中の蛭子社○田屋の大明

神○森合の大明神○水穴の大明神○中間の大明神○松村の大明神○宮浴(塔)

の大明神○寺大津の大明神○尾八の大元社○蛭子屋の蛭子社○橋本屋向の塚神

○狐畑の稻荷社○梶屋敷の客神社○横川の大明神○出口の地主社○小田木の水

天宮○堀越の地主社○岡奥の稻荷社

森神四十九所

大元迫の大元神○向紺屋の若宮神○肥谷の河内神○家上の塚神○尾八の地主神

○吉田屋の地主神○横淵の地主神○三反田の地主神○半田の大明神○むくろう

し(椋)の地主神○原畑の荒神○墓の靈神○萩打の地主神○藤迫の地主神○

刀打の大歳神○同所の大元神○同所の地主神○下宮の地主神○佛川の靈神○水

穴平の客明神○水穴の地主神○なげやふ(投藪)の地主神○松村の地主神○又五良の大元神○同所の地主神○足谷の大元神○寺大津*の地主神○宇津谷の地主神○鑪の鑪大明神○野田の大明神○西谷の大元神○田屋の地主神○ろい(ロイ)の塚神○厂(鳥)内の靈神○棚畑の地主神○道上の地主神○火塚上の地主神○平田の地主神○地吉の地主神○原田の地主神○大谷の地主神○井繁の地主神○上手の大明神○八幡社内の靈神○同所の靈神○同所**の塚神○同所の稲荷神○同所の靈神○同所の靈神

* 「那賀郡神社書上帳」では列挙の順番が異なっているので確定的ではないが、このように推定される。以下同様。

** 「那賀郡神社書上帳」では、「寺」の一字のみ。

*** 「那賀郡神社書上帳」では、「上手」の「同所」を示している。

千田村

大元神社

上奥山鎮坐

祭神、國常立命○神体、木像

祭日、十月十一日

建物、本社・拝所・神樂所・神供所・鳥居

棟札

末社、天狗社

同、大歳社

同、大歳社

大歳神社

井迫山鎮坐○明治三年書上に千田村大年迫大年神社、右至極旧社ト相見申候、唯今余程衰替、神体無之云云、此段御届申上候、午九月八日、三浦大炊

宗雄云、三浦氏ハ邑知郡日和村社人正道なり、当年旧社の調を命せらる、此社も若は式社ならむ意ありて書上しものなり、尚考へし

祭神、大年神○神体、木像

宗雄云、前の届に神体無之とあり、いか、

祭日、十一月十八日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札

社領、高四斗、此現米二斗五升八合

牛王神社

嶋屋山鎮坐○式内外詳ならず

宗雄云、当社を式の山邊神社ならむとして内外詳ならずとは記るならむ、或書にも千田村とあるは此社をさしたるものなり

明治三年、三浦氏の書上に千田村嶋屋山牛王山邊神社、神領八年、祭日十月十

五日、祭神真利根命都豆御魂、大和山邊郡石上ヲ遷ス、白雉三千子年七月鎮坐、

正体木像、長凡一尺一寸、祠官宇津卷淡路とあり

宗雄云、惣て頭註に拠て記たるものなり

祭神、真利根命○神体、木像

宗雄云、帳の大和国山邊郡山邊御縣坐神社を延佳神主の頭（龜頭古事記）龜舊事紀に建麻利

尼命、石作連・桑内連・山邊県主等祖とある処に引れたり、頭註は石上を專

らとり、書上は両端を採て真利根命都豆御魂云云、と記せるにてみたりなる

書さまなり

祭日、十月十五日

建物、本社

棟札

社領、高八斗、此現米四斗四升三合

客神社大元社

大歳追鎮坐

祭神、建御名方命・國常立尊○神体、石

祭日、十一月廿三日

建物、本社・拝所・神樂所・神供所・鳥居

棟札

小社七所

ほふ月(酸漿)の客神社○大歳迫の照日社、旧号照日権現○馬久延の大歳社○

同所の河内社○谷金の大歳社○嶋星の権現社○同所の毛利氏(子)社

森神二十二所

竹内の牛神○三百田の地主神○かしや(カシヤ)の猫神○大畑の藪神○廻(迫)

の地主神○同所の猫神○中間の地主神○新屋の藪神○添地の猫神○堤の幸神○

神山の藪神○同所の幸神○同所の牛神○同所の馬神○同所の猫神○同所の犬神

○同所の藪神○大迫の藪神○段畑の幸神○谷金の地主神○若山の藪神○嶋星○

の手祭

久保川村

大歳神社

加部山鎮坐

祭神、宇賀御魂神○神体、木像三

宗雄云、大歳神いかて宇賀御魂神ならむや、然れとも共に五穀に幸坐ゆゑ混

たるにて由ある事と思はる、尚別に云へし、神体ハ最古にて中は虫喰てあり、

或時神憑ありて吾体は虫喰であるを知りやと宣ひしと里人語り、あなかし

こ

祭日、九月七日

建物、本社・拝所

棟札に、奉新建立大曆大明神社頭一字、万治四曆卯年卯月吉日、表に卯四月十

四日、大曆大明神、祈念神主宇津卷出雲太夫○再建大歳大明神、元六二年巳十

一月吉日、祈念神主郷津出雲太夫○再建、寛保三癸亥年十月吉日、本願主嶋田

宇右衛門、行主宇津卷掃部直規、久保川村十二氏子○再建、天明六丙午年十月

廿六日、願主嶋田栄蔵、神主宇津卷数馬○再建、文政四辛巳年十一月

宗雄云、大曆八大歳、元六八元禄の誤なり

社領、高二斗、此現米一斗二升四合

客殿二所、音石窓神・豊石窓神、神体幣、祭日十一月十五日

宗雄云、是は本社の左右の仮屋に祀る、明治三年の書上にハ無し

嘉久志村

十羅刹女*神社

宮山鎮坐

祭神、伊弉諾尊・伊弉冉尊・五男神・三女神○神体、木像十二

宗雄云、羅刹は法華経にありて十柱の女仏なり、此所の祭神は強て十の數に

合たるにて後人の所為なれば採かたし、數に拘るへからず、素より神社あり

たるに、後に仏名を負せたるならむ、本末を尚考へし、神体は本殿に女形二

軀共に玉を持ち、唐冠・唐服、長一尺七寸あり、相殿に女体八軀の内、一軀、

長一尺五寸五分、七軀、長九寸五分、本殿二軀と合、十軀同作なり、是そ十

羅刹女の靈代なるへし、また相殿に男形二軀、長一尺三寸八分、最古作なり、

是そ固有の神体なるへし、かゝれハ祭神ハ定めかたし

相殿、若宮○寛永二十一甲申年八月、出雲国日御崎下御前若宮社より別当惠光院法印慶雄に頼ミ、当村小川市右衛門・藤田九左衛門勸請○神体、鰐口形鏡、数多興と共に出雲国より来る

宗雄云、元禄中、出雲国日御崎修覆のとき撰社末社を改められたる内に、石州波志浦の社・隠浦の社とある、隠浦は嘉久志浦にて、社ハ当社を指たるなもむ故、寛永の事もありしならむ、尚波志の処に云を見へし

祭日、九月十九日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札に、神殿建立、延享三丙寅年九月吉日、当社祢宜小林傳内・田中弥平衛、

宮座九人名略○明和七庚寅年九月、当社祢宜田中久右衛門・田中彦四郎、宮座

九人名略、右御普請諸人目村辻網辻自寄進相成候、以上○寛政二庚戌年九月、

当社祢宜田中彌右衛門・田中彦四郎・同森脇又平、大ノ田田中藤五郎、宮座九

人名略○文化五戊辰年九月、庄屋長兼帯田中平蔵、組頭嶋田延右衛門・田中元

十郎、五人組名略、祢宜田中平蔵・森脇元平・田中與之助・山形幸助・田中惣

右衛門・田中彦五郎、宮座九人名略、浦方綱主小川元右衛門、願主田中平蔵、

助成浦方八人名略

宗雄云、平人にて祢宜を称するは昔の名目を襲ひ継げるなり、祭のとき祢宜

の内より順番にて神事の宿をするを当屋と云ふ、宮座は祭事に立会家なり、

此辺村々この事あり、また当村に刀祢河内と云ふ字、また横屋といふ家あり

宝器、鈴、寛政九丁巳年、立川小太郎・小林伴蔵・小川富次郎・村上清助・小

林嘉十・田中寅吉、寄進

社領、高一石二斗、此現米七斗一升六合

末社、稻倉魂命、祭日九月十九日

同、事代主命、祭日十月廿日

王子神社

鑪山鎮坐

祭神、瓊々杵尊○神体、木像

祭日、十月二日

建物、本社・拝所

棟札に、後王子大明神、文政九丙戌年十月二日○前葺替、明和七庚寅年十一月廿日、宮座藤五郎・大之田平次郎、以下名略

河内神社

菰口鎮坐

祭神、詳ならず○神体、木像

祭日、十月二日

建物、本社

社領、高二斗、此現米一斗七合四勺

小社四所

大濱の浦蛭子社○根木の荒神社○海平の金毘(刀比)羅社○杉(松)田屋の金毘(刀比)羅社

森神十二所

宮山の太元社○久本の地主神○平田屋の地主神○小迫の藪神○表廻(迫)の地主神○原田の地主神○嶋屋の藪神○山形屋の地主神○井澤の地主神○殿屋敷の地主神○埵の地主神○根木の地主神

*「那賀郡神社書上帳」では、「十羅刹女」の上に貼紙して「岩根」とある。

和木村

大歳神皇子神社*

大年免山鎮坐

祭神、大年神○神体、木像三〇瓊々杵命○神体、木像二一

宗雄云、皇子神は若一皇子ともあり、然れハ熊野と同体なるへし

祭日、九月廿九日

建物、本社二・幣殿・神楽所・鳥居

棟札、なし

社領、高六斗、此現米三斗七合

大歳神社

岡田山鎮坐

祭神、稻倉魂命○神体、木像

祭日、十月十三日

建物、本社・神楽所・鳥居

小社六所

辨天島の辨財天社○真嶋の恵比須社○同所の金毘(刀比)羅社論(瑜)伽社○

同所の水神社○角ヶ辻の蛭子社○込山の住吉社稻荷社

森神一所

大元の大元神

*「那賀郡神社書上帳」では、「大歳神社」「皇子神社」と併記されている。

都野津村

大年神社

都山鎮坐○式内外詳ならず

祭神、大歳命(神)・稻倉魂神(命)○神体、木像○頭註に大歳神社二座、正

一位大歳命・稻倉魂遷伊勢別宮、神龜二乙丑六月朔日鎮座、貞觀十一己丑七月

正一位、祈年六月朔日、月次朔日

宗雄云、是はふつに信かたし

明治三年書上に、都野津村大年神社、神領六斗、古宮所は畑にて大年面と云、

御神田所も大年面と有之云云、神龜二乙丑年六月朔日鎮座、正体衣冠、長七、

八寸

宗雄云、祭神、また鎮座の年月、授位等みな頭註を採て後人の記せるものな

り、実は一坐にて前は無きこと式にて著明なるを、彼の頭註に合されハ式内

ならずと心得てみたりに祭神を八定たるものなり、あなかしこ

神位、三代実祿に、貞觀十三年夏四月三日己卯、石見国從五位下大歳神授二從

五位上○式内外詳ならず

宗雄云、此辺類社数多ありて、何れを式社とも定めかたし、されと大飯神社

の近辺に在へく、また当社を専ら式社なりと云れハ、暫く式社に預る事を此

処に記せり、但し深くかゝはるへからず、尚よく考て信を得たるとき改むへ

きなり

祭日、九月十六日

建物、本社・釣屋・幣殿・神楽所・神供所・鳥居

棟札に、奉再建石州那賀郡都野津浦大歳、于時正徳元年遷宮、行主宇津卷宮内、

庄屋山藤市良右衛門、以下名略

宗雄云、此棟札、火にかゝりて文字詳ならず

上葺、寛保二年壬戌八月十五日、庄屋山藤吉次郎、鍵取井上利右衛門、世話人

山藤助次郎、以下六人名略、遷宮、行主宇津卷掃部

宝器、額、式内都野郷大年神社大宮司藤原重郷、畏写之畢

社領、高六斗、此現米二斗九合

末社、稻荷社、祭日九月十二日

同、荒神社、祭神素盞鳴尊、祭日九月十二日

小社五所

東濱の大元社、祭神國常立命、祭日十月子日○大羅の道祖神、祭神猿田彦命○

都山の恵美須社○濱嶋の巖嶋社○町の恵美須社

森神二所

井上の人丸神、祭日八月朔日

八重葎に、西岸寺と云寺の前に苗字も家名も井上と云あり、是依羅娘女の親

の井上道益の家にて、女は南部依羅連の養女となりて人丸の妻とのなれり、塚

の上に松あり、二圃あまりの古木なり、今に姫松とも姫御前ともいふ

宗雄云、依羅娘女を当所の人としたるも、父を井上道益と云も信られず、

是は此所を都野津と云に就ひて柿本人麻呂の古跡として小社なる故になとを建て、松

を植しをかく附会したるならむ、尚名跡考に云を見へし

都山の水神

神村

夜須神社

安田山鎮坐○式内

祭神、大己貴命・三女神○神体、木像三

宗雄云、中座馬に乗たまふ、男女わけかたし、馬も牛とも見ゆ、長六寸五分、

古作なり、左右男形、長共に一尺一分、祭神は頭註に拠て定めしものなり、

按に安直の祖神にて水穗真若王には坐さるか

頭註に夜須神社四座、正二位大己貴命、遷三筑前夜須郡之社、養老三己未九

月九日鎮座、貞観十一己丑正一位、祈年九月九日、月次八日○式内

宗雄云、頭註は例の臆断ならむ、宇津卷重光云、安田と云ふ字あり、また安

田と云ふ家もあり、当社を俗に若宮と云ふ

祭日、九月九日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札に、再建、大願主庄屋森脇熊吉右衛門、頭百姓森脇熊吉、以下名略、神主宇

津卷大和正、天保十二年辛丑六月十一日、文中に夜須神社四座、正一位大己貴

命・三女神、遷三筑前国夜須郡社、云云

社領、高四斗、此現米二斗八升八合

八幡宮

加美也山鎮坐

祭神、応神天皇○神体、木像一、鏡二

宗雄云、此鏡は宝器ならむか

祭日、八月十二日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札に、上葺、寛永十六己卯年八月吉日、庄屋机田吉右衛門・大久保宇兵衛・

栗田六右衛門、下而次郎兵衛、物申大宝坊○正保三丙戌十二月

此棟札、文字見分かつ、寄進物の棟札と見ゆ

奉上葺八幡宮、明暦二天八月吉祥日、大旦那庄屋九郎左衛門、神主右衛門太夫

○再建八幡宮宝殿、寛文十三癸丑曆八月吉祥日、本願主庄屋吉賀甚左衛門、同

組頭山藤九右衛門・同尾崎盛口平右衛門・同盛口十郎右衛門、組頭田尾住善

■、同明善寺住又右衛門、同机田■右■、大工安田■、神主高■、

裏に長久現住古白叟謹書之○再建、享保十九甲寅年七月吉日、願主上村庄屋森

脇五郎兵衛、以下六人名略、祠官高橋因幡

宝器、刀、無銘、一尺五寸

社領、高一石、此現米七斗四升三合

末社、若宮、祭神仁徳天皇、祭日八月十二日、棟札、奉新建立若宮御宝殿一宇、

夫若宮者山藤主殿丞賞、以下消字○再建若宮、享保十九甲寅年七月吉日、祠官

高橋因幡、新屋山藤■右衛門・大久保主澤津横田類太夫・佐々木市郎右衛門

同、稻荷社、神体石、祭日八月十二日

社人、高橋八雲、家筋出雲国尼子家臣山藤與藏、承応中、神主村宇津卷宮内方

に來り、当社を譲られ、衛門と改名し、八雲まで六代相続

小社九所

明善寺山の元社(神)、祭日十一月子日○森田山の鶯森、祭神大歳神大田神、

祭日十一月廿七日○栗田山の鷲嶋神水神稻荷神○下土井山(下土居)の大年神

○上土居山(上土居)の机森靈神、祭神天場大明神、祭日十一月十一日○かじ

や山(鍛冶屋)の靈神○森脇山の大年神○下土居藪の稲倉魂神○大又越山の大

物主神

森神三十一所

権現の素盞鳴尊(神)○かみや(カミヤ)山の稻荷神○下午(手)山の靈神○

梨木山の靈神○明善寺山の靈神○野地山の地主神○小迫山の靈神○尾崎山の靈

神○神手山の地主神○下土井(居)平の靈神○同藪の牛神○同所の靈神○松頃

(頭)免山の地主神○六百田山の地主神○新屋山の塚神○堂かそ祢(堂曾禰)

の塚神○森か迫山の大年神○大糸き(塔)山の靈神○片山の地主神○堀山の靈

神○新屋埜山の地主神○叶松山の地主神○てんぶつ(テンブツ)山の塚神○城

ノ山の靈神○同所の牛神○いくり(井栗)山の地主神○隱居山の塚神○久保木

山の地主神○御幸場の靈神○坂の(野)屋の靈神○安田山の塚神

*「那賀郡神社書上帳」では、「字森田山 鶯森大年神大田神」とある。

神主村

多鳩神社

二宮山鎮坐○式内

河野通機云、多鳩を太波止と訓めて、若は太久とは訓ざるにやと云り、宗雄

云、風土記に多波都とあり、されと太久のかた宜からむ、かくては祭神も栲

に由あるならむ、尚考へし

祭神、事代主命○神体、木像、長二尺二寸五分

宗雄云、祭神尚よく考へし、風土記に言代主命とあトあり

頭註に、多鳩神社一坐、正一位事代主命、遷二大和高市神社、神宮伝云、貞

観三年辛巳九月朔日鎮座、寛平三辛亥三月正一位○式内○二宮と称す○県社

宗雄云、例の臆断なり

神位、額に正一位大明神とあり○式内○二宮と称す○県社

祭日、九月朔日○社伝に八月十五日、矢立の神事あり、都野津村大歳神社の前

の松根に矢を立置て放つ○毎月朔日八升餅を献る○十二月除夜に一斗飯をかま

きに入献る、是をかまき御膳といふ○

宗雄云、下府村伊甘神社より当社を祭ることあり、彼所見へし

建物、本社・神楽所・拝所・神供所・随神門・鳥居・馬屋・出役所・村役所

棟札に、奉造替石見国那賀郡多鳩神社一宇、于時寛延三天庚午九月朔日、城主

松平周防守源康福、神主大前越後守元儔、鼓頭宇津卷兵太夫重矩、邑長森田貞

平、大工大崎勘六、小工全太七、鍛治治無名、敬白、文中に神宮伝云、清和帝御

宇、貞観三辛巳九月朔日、鎮坐多鳩山、寛平三辛亥三月正一位救許也、裏

に多鳩山振離見れハ嶺に生る松の木立の神さひにけり、真坂樹の替らぬ色に年

ふりて多鳩の宮居神さひにけり、栗原邑両社八幡宮大宮司山崎市正藤原一麻呂、
謹而撰之

宗雄云、神宮伝ハ別に有に非ず、彼頭註にあるに拠たるものなり、堂々たる
二宮におきて尚かくの如し、況やその余をや

宝器、額一面、正一位大明神、伝云、都野三左衛門筆といふ

神領、高三十六石六斗五升、此現米十四石九斗九升六合○慶長五庚子年十月廿
三日、大嶋彌次兵衛・多田彦左衛門より定め渡さる、但、神領六十石二斗三升
の内、廿三石五斗八升、右同年末、社附として別證文字津卷家に渡るとなり
末社、若宮「社大前靈神」、祭日八月十五日

宗雄云、若宮は八幡宮ともあり

同、稻荷社、祭日九月廿六日

同、住吉神「稻荷神八幡宮」、祭日九月廿六日

同、大歳社、祭日十一月十五日

同、高神社、祭神建日別命、祭日十一月十五日

五宇末社領、高四石八斗、此現米二石九斗六升一合

十四村の末社、二十三社

宗雄云、十四村ハ神主・千田・敬川・飯田・都野津・和木・嘉久志・久保川・

神村・千金・江田・賀戸・塩田・渡津なり、此内にて宇津卷家の祭る社十八

はかりなり

社人、大前初、家筋新羅三郎義光末葉、近江国浅井郡津住人源義就五代孫正隆、

石見国那賀郡嘉久志村千金滝原に移住、其子大前民部少輔氏隆、治承二戊戌年、

当社神官と成り、初まで十四代相続

宗雄云、治承二年より当今まで六百余年にて十四代とするもの採かたし、氏

隆、毛利家に属せるを思ふに、慶長より格別ふるくはなし、尚津氏の処に云

を見へし

同、鼓頭宇津卷淡門、家筋鷹多三左衛門重春、応永年中、宇津卷と改てより淡
門まで十八代相続

宗雄云、系に鷹多親王秀基七代後胤鷹多阜人秀政、保元中、播州千草城主、

次に同秀重、同治良出家吉野人、同秀豊、信濃国松永城主となり松永甲斐と

称す、次に松永重安、同重秀、同虎王、同五郎、次に鷹多判官重則、同重弘、

同重綱、同重直、同重忠、同重太夫、同重信、同重武、同重興、同重元、同

重久、同重春、応永十一年石州に來り宇津卷と改む、初三左衛門、後清左衛

門と改む、次に宇津卷重吉、同重虎、同重一、同重行、天正の頃の人、次に

重信、同重弘、同重長、同重恒、同重久、同重純、同重智、同重矩、同重高、

同重一、同重忠、次に淡門重幸なり、宇津卷は当国邑智郡川下村の内の地名

にて今も渦と云ふ処に住しなるへし、或云、藤原姓にて神主村の内高田に

住し、高田を氏とす、後宇津卷と改むとあり、また慶長五庚子年十月廿三日、

大嶋彌次兵衛・多田彦右衛門より二宮末社領二十三石五斗八升を定めらる、

此末社の内、江田村祇園社・長田村若宮・塩田村大明神を寛文八年に宇津卷

宮内代弟出雲を江田に出し譲る、出雲は上村高橋因幡の嫡子なり、敬川村妙

見社・八幡宮・さなめ客大明神さなめ三社を寛永二十年宇津卷宮内代、波子

村社人二宮左近を下社人として譲る由なり

同、棚守、大前金弥

同、後棚守、大崎新三郎

大元神社

大元山鎮坐○旧地飯田八幡宮の向平なり、文化十三丙子年に移

祭神、國常立命○神体、木像

祭日、十月十七日

建物、本社・幣殿・神樂所

棟札に、当社ハ飯田八幡宮向ノ平ニ有之候処、文化十三年子、拜殿建立、明年

本殿建立云云○大元大明神御本殿一字、庄屋森脇伊重郎・大崎百右衛門、神主
宇津卷豊後正藤原重高、文化十四丁丑年十月六日

小社五所

大元山の金刀比羅社○同所の荒神天狗神○二丸の稲荷社○恵良の地主神○松下
の荒神水神稻荷神

森神二十二所

才(塞)神の道祖神○さこ(迫)の霊神○太平寺の霊神○二丸の地主神○登尾
の木守大明神○前数蔵の霊神○田中屋の霊神○山根の霊神○仲田屋の霊神○だ
さい(ダサイ)の水神○土井(居)畑の地主神○和木屋の霊神○下恵良の地主
神○世浪屋の地主神○恵良花屋の天神○前平の地主神○高の(野)屋の霊神○
宮谷の霊神○こんび屋敷(コンビヤシキ)の霊神○今田屋の霊神○上数蔵の地
主神○ほそり(ホソリ)の霊神

飯田村

八幡宮

蛇山鎮坐○旧地八幡宮くると云ふ

祭神、応神天皇・仲哀(哀)天皇・神功皇后○神体、木像五・鏡一

宗雄云、中一軀一尺一寸六分、左右二軀七寸、左相殿男女二軀七寸五分、右
相殿鰐口形鏡仏形あり、按に八幡宮ハ応神天皇・神功皇后の二柱にて神体も
二軀なるか多きを以て考れハ、当社も左右の二軀か、左相殿の二軀か本にて、
其余ハ後に加へたるものなり、寸尺の類せざるにて知へし、是小当社

祭日、八月十五日

建物、本社・拝所・神楽所・神供所・鳥居

棟札に、上葺八幡宮御宝殿、天明四甲辰年九月五日、社司宇津卷数馬、庄屋五

郎三郎、祢宜太郎右衛門○同、寛政十一己未年九月廿二日、神主宇津卷豊後藤
原重高○同、文化七年十月十五日○同、天保三千辰年九月十七日、神主宇津卷

豊前正、庄屋森脇伊重良、組頭伴三郎、祢宜平左衛門○同、弘化四丁未年八月
十四日、神主宇津卷常陸正藤原重忠、刀祢平左衛門○拜殿再建、同年月

宗雄云、祢宜とも刀祢ともあるハ同者なること前の棟札にて知へし、是は平
人なれと古称の存るなり、此辺宮座とて其村内に神事に預る百姓あり、其年
番に当りたるを当屋と云ひ、其表たる家を祢宜と云由なり

社領、高二石一斗、此現米四斗六升七合

末社、稲倉魂命、一に稲荷社とあり

同、猿田彦神、一に河内大明神とあり

若宮社

江尾迫山鎮座

祭神、仁徳天皇○神体、木像

祭日、十一月朔日

建物、本社

社領、高九斗、此現米五斗一升二合

大飯彦命神社

森脇鎮坐①式内

祭神、大脊飯三熊大人○神体、木像

宗雄云、祭神は大炊寮式に竈神八座とある中の神ならむ、大膳式の御膳神八
座とあるは、大嘗会式に於三齋院一祭神八座とありて、御歳神・高御魂神・
庭高日神・大御食神・大宮女神・事代主神・阿須波神・波比伎神とある神等
なるか、此中の大御食神に坐て女神なり、彦命の字は三代実祿（実祿）に無によるへ
し、村名を飯田と云も、大飯田の略にて、おほいたと訓む、是は大炊寮の諸
国の御稲田にて、其地に大御食神を祀り坐こと道理りよく合ひ、近く大歳神

社も同時に此趣意にて祀られ給へる事を知へし、尚別に云を見へし、また云水帳にいたのまへと云ふ字四所、大い田と云ふ字二所あり、是にても訓を知へし、神田町宮の上なと云もあり

頭註に、大飯彦命神社、正五位下、大脊飯三熊大人、仁和二丙午鎮座、御位年号未詳、式無、祈年十二月三日、月次三日

宗雄云、式内の社は早く元慶元年以前に備りたること、三代実禄に同年の処に五幾七道の諸神三千一百三十二神とあるにて著明し、然るを元慶後の仁和二年の鎮座とする事の非なるを知へし

神位、三代実禄に貞観十一年十二月甲申朔、石見国従五位下勲七等大飯神、授従五位上、式内

祭日、十二月三日

建物、本社

荒人のつまみ石、高四尺五寸、囲九尺四寸

宗雄云、稲村と云家の処の畑に在り、或ハ荒人の乗石ともいふ、何頃か子供の際りに離ること能はず、故に今地に移と云ふ

小社四所

江尾迫の大元社○横道の牛王地主神(社) ○池頭の地主神(社) ○青山の稲荷社

宗雄云、此青山は神主村・飯田村の境にて、以前より境の論あり、近来兩村組頭三人申合せて、其所の松林を伐なハ論は止むとて遂に松木を伐て村費に宛たり、かくて其年に三人の組頭の妻ミな死たり、中に飯田の組頭の妻は託言して死たるか、其家も漸く衰へて遂に絶たりとなり

森神十九所

池頭の水神○高下の靈神○上岡の地主神○狐かしよう(狐城)の靈神○くひん(グヒン)の天狗神○西か迫の靈神○下手平の靈神○いさごふさ(砂房)の荒

神○ミなハそね(ミナハソネ)の大元神水神○のし(野地)山の地主神○横道の靈神○かや(茅)本の靈神○森脇の靈神○稲村の荒神○かん(甘)の宮の靈神○ひじや(ヒジヤ)の靈神○濱崎の靈神○江尾迫山*の水神○同所の稲荷神

*「那賀郡神社書上帳」では、「山」の語はない。

敬川村

妙見社

妙見山鎮坐○式内外詳ならず○本社旧地、山の頂上にありしか、後に中山権現の処に移す

宗雄云、或云、式の山邊神社は是ならむと去り、考へし

祭神、素盞鳴命○神体、木像一、長二尺九寸三分

宗雄云、祭神は考へき由なし、社伝は近頃の推あてと思はる、山邊の文字に拠らハ大和国山邊郡山邊御縣坐神社とあると同しく山邊県主の祖を祀れるにて建麻利尼命にハ非しか、尚考へし

式内外詳ならず○明治三年、三浦氏改のときの書上に、敬川村妙見社、一、七日前山神祭門神行、村役人并頭宮坐立会にて相營申候、一、祭日十一月酉戌亥日、二夜三日之祭ニ御座候、但前晚を山邊祭と相唱、籠りに參詣仕来申候、一、山麓小流にて手水仕、山門権現宮に參詣、夫より山半腹に有之岩にて柴打仕、參詣仕候、但右小流の谷を手水谷と相唱來申候、一、往昔ハ右岩之処にて參詣人に幣主より御祓を授來候処、中古より神樂殿にて相授申候、一、麓之平地字山田原と御水帳ニ御座候、祠官一宮但馬

宗雄云、山邊祭と云こと由ありて聞ゆ

頭註に山邊神社一坐、正五位上、都豆御魂遷大和山邊郡石上、白雉三千子

七月、鎮座、即授位、祈年七月七日、月次朔日

宗雄云、例の臆説なり

祭日、十一月初戌亥「兩」日○社伝に、亥日より七日以前山清めの神事あり、酉日より二夜三日神事あり、此酉日を山邊祭と云ふ

建物、本社・拝所・神樂所

棟札に、上葺妙見大菩薩、慶長十三年戊申十一月初三日、本願上野源五良・神

長源次郎、大旦那多田、以下見分かつし、裏に宥海記之○上葺妙見云云、寛永

二乙丑年十一月吉日、本願上野與右衛門、諸旦那地下中氏子○再建妙見大菩薩、

大檀那后室廣梅院様・藤原朝臣古田兵部少輔重恒公、別当一宮松本坊法印宥祇、

本願主上野名主岡本與右衛門、寛永十三年丙子心鐘吉祥日、文に夫以当社神明

者本地大慈大悲之十一面之觀世音菩薩云云、右之造立者大檀那当国大守藤原朝

臣古田兵部尉重恒公云云、加再興云云、臣下古田左京進・同助左衛門、奉行本

田勘七・星屋兵左衛門、当村代官石田重左衛門・和田善右衛門・乃木半右衛門

之時也○舞殿再建、正保三年乙卯十一月、願主横田甚左衛門云云○奉再造宮中

山御神并宝殿一宇、万治二曆己亥十一月吉日、別当大宝坊、願主横田甚左衛門、

社官二宮内記○上葺妙見大士、正徳二壬辰霜月祭礼日、祢宜神長田中四良兵衛、

鼓頭船頭函書、別当一宮大寶坊扣翁法印、庄屋横田伊右衛門○上葺、享保十九

甲寅年十一月吉日○再建妙見大明神社、明和七庚寅年九月良辰、別当大宝坊、

社職織衛、庄屋横田房右衛門○上葺、天明元辛丑年十一月吉祥日、別当大宝坊

法印、社職二宮河内進○宇屋川村妙見社、上葺、文化三丙寅年十一月七日、庄

屋横田五郎三郎、祠官二宮河内進藤原正直○上葺、天保十四年長月廿一日、願

主庄屋横田五郎三郎、迺主二宮日向・二宮但馬

宝器、太刀

社領、高一石五斗、此現米七斗五升二合、殿嶋社客大明神祭典料、此内にあり

宗雄云、八重葎に妙見社除地二石、推古天皇の時勧請とあり、宗雄云、此除

地は冷泉寺の除地のまかひしならむ、此寺の山号を石上山と云は、頭註の石
上を遷とあるに由ハ無きカ

撰社、中山権現、祭神伊弉諾尊・伊弉冉尊、神体木像、男女二軀、社ハ山の半
腹にあり、是を本社之親神と云ふ

同、山門権現、祭神大山祇命、神体木像、此社を山都神ともあり、山門、山都、

訓通ふ、社は山の麓にあり

社人、二宮渚、家筋波子村二宮家同流、二宮左近、延享元甲子年、当社并八幡

宮社職になり、渚まで四代相続

神主村宇津卷家に、敬川村妙見社・八幡宮・客大明神、サオネ、右三社、敬

川村社之義、寛永廿年未正月廿五日、宇津卷宮内代、波子村社人二宮左近

宇津卷下夕社人ニ致讓分仕候とあり、此後また分れたるなるへし

八幡宮

八幡山鎮坐

祭神、応神天皇・仲哀(哀)天皇・神功皇后・住吉神・武内宿弥(祢)○神体、

木像五、中一尺一寸、左八寸五分、次に六寸二分、右八寸、次に女形八寸一分

祭日、八月十四日

建物、本社・幣殿・拝所・神樂所・鳥居

棟札に、上葺八幡宮御宝殿一宇、寛永六己巳年八月吉日、本願上野與右衛門、

大檀那甚兵衛○同、延宝七己未年八月中三日、大檀那横田甚右衛門、社師^同波子

内記正、祢宜上野太郎左衛門、大宝坊敬調之者也、裏に折敷盤十丁ニテ上葺調

也、御籠所モ此時造立成就也○同、宝永元年八月十三日、本願片山九兵衛、社

司波子圖書正、大檀那横田猪右衛門、裏にスッホン八丁ニテ上葺調也○同、寛

政十一己未年九月七日、庄屋横田五郎三郎、祠官二宮河内進藤原正直○同、文

化九年壬申三月十二日○同、文政六癸未年九月廿五日、庄屋澤津五郎兵衛、祠

官二宮日向正藤原正直

社領、高二石、此現米一石三斗二升、大年社若宮祭料此内にあり
末社、荒神「社」、祭神、天照大御神・素盞鳴命・豊受皇大神

宗雄云、荒神を此三柱神と云事は近く岡熊臣の考説なるか、疾く其によりて
記たるものなり、俗に三宝荒神と云ひ、また米を三宝様と云より思ひつきて、
米の始ハ此神等の功德によりて出来たる事に附会したるものにて、信かたくなむ

客神社

佐名目山鎮坐

祭神、健御名方命・罔象女神・仁徳天皇○神体、石三

宗雄云、客神を健御名方命と云こと外にもあり、考へし、仁徳天皇ハ若宮大明神ともあり、罔象女神は佐名目と云によりたるにハ非しか

祭日、十月十七日

建物、本社・鳥居

棟札に、再建、天保五年霜月十七日、庄屋七太郎、神主二宮伊勢、大願主敬川村佐名目エタ中常助○屋根替、明治二己巳年八月十日、神主二宮宇佐之輔藤原正輝、庄屋横田登七郎、大願主田中常助
社領、高一斗、此現米七升六合

大年神社

小野鎮坐

祭神、大年神○神体、石二

宗雄云、此石一箇長九寸六分、一箇長九寸三分、共に卵の平なるか如し、是を三代実祿中の出雲国より来坐し石神ならむと思ひしかと非ず、八重葎に明星石、此所の地藏尊に水を貫へハ白くも白ほしに妙なりとあり

祭日、十月初亥日

建物、本社・幣殿

小社七所

棟札に、建立、享保六辛亥年霜月廿二日、神主二宮出雲○建立、小野大歳大明神、延享二乙丑年七月二日、小野惣氏子、神主二宮主殿○妙星大明五百箇磬石神、祭神大年大明神小野産神、惣氏子、神主二宮伊勢、文政六癸未年十一月十日○本殿屋根替、神楽殿新建立、大歳大明神明星大明神、弘化四年丁未十二月五日、神主二宮近江正藤原正矩、庄屋横田五郎三郎、願主小野谷中
宗雄云、此棟札にてハ二神と思はるれと然らず、其は文政の棟札に祭神大年大明神とあれハなり、明星など云埒も無き事を記て中々に後の惑となれり

庵迫の大歳神○大元下の若宮「社」○高田の巖島社○土井の戎水神社○敷名の塩竈社○坂本の少彦名命稻荷神田作神○佐名目の恵美須(寿)社
森神五十五所
大元の大元神○大埜の地主神○鳥落の水神○大埜の水神○松大元の大元神○しか(シカ)の地主神○山崎の地主神○土器屋の地主神○槇(植)前の地主神○掛ノ平の天満宮○中間の地主神○森脇の地主神○湊の水神○三社森の地主神○上濱の地主神○同所の地主神○同所の稻荷神○澤田越の地主神○菅崎の地主神○敷名上の地主神○坂根の地主神○上野の地主神○蓑田の地主神○浅井田の地主神○下敷名の地主神○濱(潰)谷の地主神○潰谷の地主神○上敷名の地主神○天上の地主神○寺迫(廻)の地主神○片山の地主神○ひあむこふ(ヒアンコフ)の地主神○門名の地主神○橋詰の地主神○上清水の地主神○長原の地主神○大垣内の地主神○同所の地主神○山根の地主神○小野の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○小所の地主神○才埜の地主神○佐名目の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神